

Legal professional corporation 2015.10 vol. 22

GRACE News Letter

CONTENTS

●法改正コラム	民法改正 ー売買契約ー	弁護士 大武 英 司
●知的財産権コラム	知的財産権コラム	弁護士 森 田 博 貴
●家事コラム	遺産分割の諸問題① ～特別受益と寄与分～	弁護士 茂 木 佑 介
●グレイス・ニュース	セミナー開催のお知らせ/事故専門部からのお知らせ	
●事務員コラム	商品・サービス紹介編「ヘンタ製茶有限公司」	事務員 湯 田 え り 奈

TOPICS ✨ 法改正コラム

第10回 民法改正 ー売買契約ー

弁護士
大武 英司



今月から、民法改正のうち最も身近な契約類型である「売買契約」について取り上げます。今回は「売主の義務」について重要な改正点がありますのでそれについて触れさせていただきます。

次の事例をお考えください。

「X は、自分の所有する自動車 A を Y に売却した。ところが、Y が自動車 A の引渡しを受けてから 2 ヶ月が経過した頃、自動車 A の調子が思わしくないので Y が自動車整備工場で見てもらったところ、もともと自動車 A は事故車であり、エンジンに欠陥があることが判明した。そこで、Y は X に対し、自動車 A の代替物を提供するよう請求しようと考えている。」

この事例のポイントは「自動車 A」がもともと X の所有していた中古車であるという点です。新車は大量に生産されているため、同種のものであれば代替可能となりますが、中古車はまさにその車の個性（例えば、傷の有無、走行距離数、前の所有者の利用状況等）に着目されて販売されているため、この世に 2 台と存在せず代替不可能なものです。法律上、前者を不特定物、後者を特定物といいます。特定物の典型例としては、中古車のほかに不動産が挙げられます。

現行の民法では、上の事例のような特定物の売買においては「代替物が存在しない」と考え、仮に売買

の目的物に瑕疵があったとしても、売主としては契約で定められた特定の物を給付すれば債務の履行は完了し、瑕疵の修補や代替物の提供をする義務までは負わないと考えられておりました。

ところが、改正民法では、特定物であろうと不特定物であろうと売主には契約の趣旨に適合した目的物を引き渡す義務があると考え、特定物の売買であっても売主に対し瑕疵を修補する義務や代替物の引渡義務を課すこととしました。

上の事例を改正民法にあてはめると、Y は X に対し、自動車 A の代替物を提供するよう請求することができます。もっとも、エンジンの欠陥が Y の責任に基づくものである場合であれば Y の代替物請求が認められないのは当然です。

なお、この規定は当事者の契約によって排除することができますので、皆様が契約書を取り交わすにあたっては、自分に不利でないか否かを注意することが重要です。

第1回 知的財産権コラム

弁護士
森田 博貴



1. はじめに

今月号より、企業様のご関心が高い知的財産権の分野につき連載で執筆させていただきます。

今回は初回ですので、知的財産権の総論部分をご説明させていただきます。その後、商標や著作権といった知的財産権の中でも特に鹿児島企業の企業様に関心をお持ちの分野についてご解説させていただきますと考えております。

2. 知的財産・知的財産権とは

まず、「知的財産」とは何かという点から入ります。

(1) 「知的財産」とは、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの（発見又は発明がされた自然の法則又は現象であって、産業上の利用可能性のあるものを含む）、商標、商号その他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報をいいます（知的財産基本法2条1号）。

(2) 次に、「知的財産権」とは、特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利をいいます（同法2条2号）。

(3) 要するに、「物」に対して所有権が認められるのと同様、「無形物」に対しても類似の権利を認めよう、ただし、すべての「無形物」に権利性を認めるとかえって世の中が混乱するので「創作」性等の一定の要件を課して保護すべきものを限定しよう、というのが知的財産権制度の概要です。

3. 知的財産権の特徴

(1) 知的財産の特徴は、平たくいえば保護の対象が「情報」だということです。たとえば、あるアーティストが作った楽曲に著作権が発生することは広く認識されておりますが、ここでいう著作権の対象は、楽譜やCDそのものではなく、あくまでも旋律等の「情報」です。つまり、楽譜やCDはその「情報」が化体している物に過ぎず、権利の対象そのものではありません。

(2) そして、情報というのは、①容易に模倣され、且つ、②利用されることにより消費されることがないという特性を有しています。たとえば、お気に入りのアーティストのCDを購入した人がそのCD内に入った情報をパソコン上のハードディスクに複製することは容易です。また、複製したデータがケーキのような有体物であればそれを利用すること（食べること）で消費されますが、楽曲のような情報の場合それを何度利用（聴くこと）しようとも消費されることがありません。これら2つの特徴から、情報は、多くの者が同時に利用することが可能となり、一度模倣され、それが拡散すると、当該情報のオリジナルを有していることが経済的にほとんど意味をなさなくなります。こうした状況を是とした場合、人々は努力して新たな情報の発明・創作活動を行うことがばからしくなり、社会全体の創作意欲が減退することが予想されます。

(3) 知的財産権とは、そうした社会全体の創作意欲の減退を防ぎ、かかる「情報」の発明・創作活動に対し法律による特別の恩典を与えることで、社会全体の富を増進せんとし用意された人工の制度なのです。

4. 知的財産権の種類

上で述べたとおり、知的財産権とは、特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権の大きく5つの権利により構成されております。

このうち、特許権、実用新案権、意匠権、商標権の4つは特に産業的側面が強いことから産業財産権（工業所有権）と呼ばれ、特許庁の所管にかかります。

産業財産権は、特許庁に出願し登録されることによりその権利性が認められますが、著作権はそうした登録の手続を経る必要がなく、創作と同時に権利として保護されます。たとえば、著作権として保護される絵は、特別の手続を要せず、描いたと同時にその権利性が認められるのです。

第2回 遺産分割の諸問題① ～特別受益と寄与分～

弁護士
茂木 佑介



相続に際して遺言が存在しない場合、各相続人が法定相続分（民法900条）に応じて遺産を相続するのが原則です。しかし、各相続人が生前、被相続人から受けた利益の内容や程度（特別受益）、又は、被相続人に対して寄与した内容や程度（寄与分）によっては、相続の段階において相続分が修正される場合があります。

まず、「特別受益」は、共同相続人の中に、被相続人から遺贈を受けたり、生前に贈与を受けたりした者がいた場合に、相続に際して、当該不公平を調整する制度です（民法903条）。もっとも、生前に為された贈与が全て「特別受益」と判断されるわけではありません。あくまで当該贈与が「相続財産の前渡し」と評価されるか否かを基準として判断されることとなります。なお、被相続人が事前に当該贈与を、相続に際して調整することが不要と考えている場合は、その旨を遺言その他の方法で明らかにしておけば、「特別受益」による修正をする必要がなくなる場合があります（持ち戻し免除の意思表示）。

次に、「寄与分」は、共同相続人の中に、被相続人の財産の維持又は増加に特別の寄与をした者がいた場合に、相続に際して、当該寄与度を調整する制度です（民法904条の2）。もっとも、相続人の寄与が全て考慮されるわけではなく、「通常期待される程度を超える貢献」をした場合に限られています。当該相続人が、被相続人に対し、医療費や施設入所費等の金銭等を出資していた場合は「寄与分」に該当すると判断されやすいですが、いわゆる療養介護の場合は、被相続人の状態や、介護の度合いによって大きく異なってきます。

「特別受益」と「寄与分」に関する典型的な事例として、相続人の一人（相続人A）が被相続人の介護を一身に担っている一方で、被相続人から使途不明金が度々流出している（おそらく相続人Aが引き出していると思われる状況）

というケースがあります（以下「本事例」といいます）。他方の相続人（相続人B）は、「相続人Aは被相続人より多くの特別受益を既に得ている。」と主張しますが、相続人Aは「使途不明金ではなく、被相続人の療養看護費として使用されたものである。むしろ、自分は長期にわたって被相続人を介護していたのだから『寄与分』を貰えるはずだ。」と主張する場合があります。

もっとも、本事例のような場合、使途不明金の部分が「特別受益」に該当すると評価されることは難しいことが多いです。前述のとおり、「特別受益」はあくまで「贈与」として為されたものである必要がありますが、本事例においては、被相続人が相続人Aに対して財産を「贈与」したわけでは無い可能性が高いからです（あるいは「贈与」したことを立証することが困難なことが多いです）。その為、遺産分割の手続ではなく、上記使途不明金を取り戻す為には、別途不当利得返還請求訴訟等を行う必要があります（その際も、立証の問題は避けられません）。他方、相続人Aの「寄与分」についても、相続人の要介護度が余程高かった等の事情が無い限り、認められない場合が多いです（一般的に要介護度が2以上になると寄与分が認められやすくなる傾向があるようです）。

いずれにしても、遺産分割は法律上の専門的な問題が複雑に絡んできます。何か不明な点があれば、遺産分割案件を多数取り扱っている当事務所にご相談ください。

法人・事業主向け

セミナー開催のお知らせ

毎回好評を頂いております当事務所主催のセミナー開催日が近づいてまいりました。今回は参加費3000円(税込)でご案内しております(顧問先様は無料です)。この機会に是非ご参加してみたいかがでしょうか。

「建設業の紛争類型とその予防」～その何気ない対応が会社を潰す!?～

日時: 11月26日(木) 18:30～20:30 会場: ソラリア西鉄ホテル鹿児島7F「HIMAWARI」

内容: 建設関連業法の概説、建設業における紛争類型の紹介とその対策、設計及び材料調達の下請け実務など

講師: 森田博貴 / 対象: 法人・事業主 / 参加費: 顧問先様は無料。その他法人・事業主様は3,000円(税込)

特典 セミナーご参加の法人・事業主様に限り、各種法律相談 30分無料 (通常 5,400円) * セミナー参加後、別途ご予約が必要となります。

参加申込・お問合せ ☎ 099-822-0764 ※申込は11/19(木)まで。

事故専門部からのお知らせ

ホームページ
続々更新中!

当事務所の相談実績・後遺障害等級認定実績・解決実績を踏まえ、より多くの交通事故被害者の方に重大事故の実態を知って頂くために、重大事故専門サイトを開設致しました。

WEB <http://koujinkoukinousyougai.com/>

事務員コラム

商品・サービス紹介編



事務員 湯田 えり奈

霧島地域の生活や食文化を再現するため、今夏のイタリア・ミラノ万博に出展された「ヘンタ製茶」さんをご紹介します。

VOL.12
ヘンタ製茶 有限会社

ミラノ万博では、フランスの紅茶会社との商談も生まれ、次のドバイ万博に向けては世界的なお茶文化のアラブ圏への進出も見通した商品作りを、と意気盛んに邊田代表はお話くださいました。

しかし、ご当地日本の製茶業界はお茶離れやペットボトル茶のシェアに圧倒されるなど厳しい環境下にあります。当然価格の下落にも悩まされています。ヘンタ製茶も5年前はほぼ荒茶を卸すのみで自社製品シェアは10%でしたが、当時打開策として打ち出したのが「振って飲むお茶」「シェイクイット」。ペットボトルのキャップを開けると粉末茶が霧島の名水に溶け出し、新鮮な緑茶を頂けるというもの。九州新幹線全線開業に合わせて発売されました。飲み易さ、手軽さが受けてこの年と翌年のモンドセレクションで金賞に輝いています!

そして、このアイデアをてこに「有機かぶせ粉末緑茶」としてスティック茶を発売。お客様が自分好みの市販の名水 500ml ペットボトルにこの粉末茶を入れるだけのものですが、製品コストの低減とエコ化を実現。今やこのスティック茶が商品の主力となり、ヘンタ製茶製品シェアは4年間でなんと45%までになっているそうです。

実はヘンタ製茶では、グレイスがお手伝いした「ものづくり補助金」が今年採択されました。この資金は当然に次の事業の展開に活かしていくことにもなっていますから、ますます今後の動向には目が離せません。



シェイクイット

飲みもなく、甘くまろやかな緑茶に。天文館の「かご市」などで購入できる。

有機かぶせ粉末緑茶

土づくりにこだわった厳選されたかぶせ茶のみを使用。茶の旨み成分を多く含み、水やお湯の他、牛乳に混ぜるのもおすすめです。



洋菓子では粉末茶をいかけた「ダックワーズ」を、和菓子では「金平糖」などの開発で新たな販路を開拓中。

DATA

ヘンタ製茶 有限会社
鹿児島県霧島市牧園町下中津川11052-2
TEL 0995-77-2777
WEB <http://www.henta.jp/>

「商品・サービス紹介」は随時募集しております。企業間のビジネスマッチングの場としての効果も期待できますので、是非ご利用ください。

弁護士法人グレイスに「ブログ」があるのはご存知ですか?

ご存知ですか?

《弁護士ブログ》法律に関する記事や、弁護士のプライベートでの出来事など
<http://ameblo.jp/kote-law/>

《事務局ブログ》事務員のプライベートでの出来事、事務所の業務風景、雑学など
<http://ameblo.jp/kotegawalaw-stuff/>

ブログ随時
更新中です

アメブロ 弁護士法人グレイス 検索
(当事務所HPからもアクセス可)

全ては依頼者の最大の利益の為に

契約書、債権回収、労務問題、会社法の相談、また、事故や離婚の相談なども幅広く対応します。

法律相談のご予約はこちら!
新規予約専用ダイヤル

☎ 0120-100-129

受付時間: 平日9:00～18:30
※緊急案件については土日でもご対応できる場合があります



弁護士法人グレイス
E-mail info@grace-law.jp
<http://www.kotegawa-law.com>

(鹿児島事務所)
〒892-0828 鹿児島市金生町1-17ルポール鹿児島6階
Tel 099-822-0764 Fax 099-822-0765

(東京事務所)
〒106-0031 東京都港区西麻布3-2-43西麻布3243
Tel 03-6432-9783 Fax 03-6432-9784